人権チェックリスト

平成29年

人権尊重

7 月号

認知症の人が地域で安心して暮らしていけるような対応を心がけていますか?

認知症について

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、脳の働きが悪くなることで、さまざまな障害が起こり、生活する上で支障が、およそ6ヶ月以上継続している状態をいいます。

認知症の主な症状としては、記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下などの脳の細胞が壊れることによって直接起こる「中核症状」と、中核症状がもとになり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間環境などが影響して出現するうつ状態、徘徊、不安・焦燥などの「行動・心理症状」があります。

平成27年1月に厚生労働省が公表した資料によると、認知症高齢者数は、平成24年で約462万人と推計され、認知症を発症する前段階とみられる軽度認知症(MCI)と推計される約400万人と合わせると、65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症の人またはその予備軍ともいわれています。運動の習慣化や食生活の見直しなどの生活習慣病対策や脳の活性化を図ることなどにより、認知症発症のリスクを減らすことができます。

また、治療により認知症の進行を遅らせたり、症状によっては治すことができるため、 早期発見、早期治療が重要です。

チェック

認知症は誰にでも起こりうる病気です。認知症に伴う認知機能低下があることを正しく理解し、偏見を持たず、認知症は自分たちの問題であるとの認識をもち、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、普段から住民同士で挨拶やさりげない声かけを行うなど、支援するという姿勢が重要です。

認知症の人への対応の心得"3つの「ない」"

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

相談窓口

◎わかやま認知症なんでも電話相談(一般社団法人和歌山県認知症支援協会)

フリーダイヤル: 0120-969-487 (平日 10:00~15:00) 土・日・祝日を除く ※各市町村の地域包括支援センターでも相談を受け付けています。

◎認知症診療相談医療機関は県長寿社会課ホームページで一覧を掲載しています。

内容についてのお問い合わせは 和歌山県人権施策推進課まで

2073-441-2566

